

公示

下記のとおり、令和8年度地域森林・林業ビジョン構想技術者育成事業に係る企画競争を募集します。

なお、本事業に係る契約の締結は、当該事業に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。

記

1 件名

令和8年度地域森林・林業ビジョン構想技術者育成事業

2 応募資格

本事業に応募できる者は、次の全てに該当する者とします。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者

また、本事業に応募する者が未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者である場合は、同条の特別の理由がある場合に該当します。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者

(3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」を有していること。

(4) 契約締結日までの間において、林野庁長官から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 複数の団体が本委託事業の受託のために組織した共同事業体（民法（明治29年法律第89号）上の組合に該当するもの。以下同じ）による参加も可とします。この場合において共同事業体は、本委託事業を実施すること等について業務分担及び実施体制等を明確にした、構成している各団体（以下、「構成員」という。）の全てからの同意を得た規約書、全構成員が交わした協定書又は全構成員間での契約締結書（又はこれに準ずる書類）（以下「規約書等」という。）を作成する必要があり、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本委託事業の係る競争入札の参加及び事業の委託契約手続を行うものとします。

また、代表者及び構成員は、上記2（1）から（4）までの要件に適合している必要があります。

また、共同事業体に参加する構成員は、本入札において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできません。

①共同事業体の結成、運営等に関する規約書等を下記6（2）に提出すること。

②規約書等の作成に当たっては、事業分担及びその考え方並びに実施体制について、明確に記載すること。

3 契約候補者の選定方法

「令和8年度地域森林・林業ビジョン構想技術者育成事業応募要領」（以下「応募要領」という。）に基づき、提出された企画提案書等において審査を行い、契約候補者として1者を選定します。

4 契約条項を示す場所、説明書を交付する場所

(1) 日 時 令和8年2月17日（火）～令和8年3月30日（月）（ただし、行政機関の休日を除く。）午前10時～午後5時（ただし正午～午後1時を除く。）

(2) 場 所 林野庁森林整備部研究指導課技術者育成班（農林水産省別館7階ドアNO.別703）

電話番号 03(3502)5721

5 説明会の開催

本事業に関する説明会への出席を希望する者は、応募要領第6「応募に係る説明会の開催について」を御参照ください。

日時：令和8年2月26日（木）13時30分～15時30分

場所：林野庁研究指導課（農林水産省別館7階、ドア番号：別705）

6 企画書等の提出期限及び提出場所

企画提案書等については、応募要領第10を参考の上、提出してください。

(1) 提出期限：令和8年3月30日（月）午前11時まで

(2) 提出先：（電子メールによる提出）touroku@maff.go.jp

（郵送又は持参による提出）

〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1

林野庁研究指導課（農林水産省別館7階、ドア番号：別703）

7 企画提案会の開催

企画提案会は開催せず、書面審査とします。

また、提出された企画提案書等に対して問合せを行う場合があります。

8 企画案の無効

本公示に示した参加資格を満たさない者の企画提案書等は無効とします。

9 その他

本公示に記載のない事項については、応募要領によるものとします。

以上、公示する。

令和8年2月17日

支出負担行為担当官

林野庁長官 小坂 善太郎

お知らせ

1. 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当庁のホームページ

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/cyotatu_nyusatu/attach/pdf/index-13.pdf

を御覧ください。

2. 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。